



日 監 第 6 2 号

平成 22 年 (2010 年) 8 月 23 日

日野市長

馬 場 弘 融 様

日野市監査委員 山 下 護

日野市監査委員 菅 原 直 志

平成 2 1 年度財政の健全化

判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 1 9 年法律第 9 4 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 2 1 年度財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成21年度 財政の健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 実質赤字比率（＊）
- (2) 連結実質赤字比率（＊）
- (3) 実質公債費比率（＊）
- (4) 将来負担比率（＊）

2 審査の期間

平成22年7月23日から平成22年8月17日まで

3 審査の手續

審査にあたっては、地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、市長から審査に付された平成21年度の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか等を主眼として実施した。

第2 審査の結果

1 結論

審査に付された平成21年度決算に基づく財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したところ、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に算定及び作成されているものと認められた。

財政の健全化判断比率

(単位：%)

	平成21年度	平成20年度	対20年度増減	早期健全化基準
実質赤字比率	— (▲8.65)	— (▲5.80)	▲2.85	11.69
連結実質赤字比率	— (▲11.27)	— (▲7.78)	▲3.49	16.69
実質公債費比率	1.0	1.0	0.0	25.0
将来負担比率	44.1	36.5	7.6	350.0

※ 健全化判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率については、それぞれ赤字比率「0%」を下回るため「—」表記としている。

() 内に計算上の数値を表示した。

※ 健全化判断比率のうち平成20年度将来負担比率については、都市計画税の充当の関係で1.9%から36.5%に変更になっている。

第3 意見・要望等

財政の健全性に関する4指標（健全化判断比率）のうち、実質赤字比率については、マイナス8.65%で前年度比2.85ポイント好転した。

連結実質赤字比率については、マイナス11.27%で前年度比3.49ポイント好転した。

実質公債費比率については、1.0%で前年度と同率である。

将来負担比率については、44.1%で前年度比7.6ポイント悪化した。

4指標のうち2指標において好転し、他の指標については同率及び悪化であるので概ね良好であるが、引き続き健全な財政運営を維持していくよう要望する。

また、今後も地方債発行には財政状況を十分に配慮するとともに、債務負担行為に基づく支出予定額を抑制するなど後年度負担を抑える財政運営に努められたい。

- * 実質赤字比率は、一般会計等（一般会計、土地区画整理事業特別会計）の実質的な赤字額が、標準的な収入（標準財政規模）に対してどの位の割合になるかを示す指標である。
- * 連結実質赤字比率は、全会計（一般会計、全ての特別会計）を合算した実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどの位の割合になるのかを示す指標である。
- * 実質公債費比率は、全会計及び一部事務組合等（東京たま広域資源循環組合、南多摩斎場組合、東京都市町村総合事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合、東京都十一市競輪事業組合、東京都四市競輪事業組合）の実質的な借入金などの年間返済額が、標準財政規模（標準財政規模から元利償還金等に係る地方交付税の基準財政需要額算入額を控除した額）に対してどの位の割合になるのかを示す指標である。3ヵ年の平均値で表す。
- * 将来負担比率は、全会計、一部事務組合等及び地方公社等（土地開発公社、（財）環境緑化協会、（株）企業公社）が抱える実質的な負債の残高が、標準財政規模（標準財政規模から元利償還金等に係る地方交付税の基準財政需要額算入額を控除した額）に対してどの位の割合になるかを示す指標である。